

[平成19年2月19日 (月)]

美しい森林づくりニュース 〈NO.1〉

～ 木のぬくもり、森林とのつながり ～

発信元：林野庁研究保全課 森林環境保全班 企画調整係 大竹

Tel : 03-3502-8111 (内線6349) 03-3501-3845 (直通) Fax : 03-3502-2887

本日（2月19日）、去る2月9日の閣僚懇談会において安倍総理大臣から検討の指示がありました「美しい森林づくり」に向けた運動の進め方や政府の取組のあり方について、松岡農林水産大臣から安倍総理大臣へ次のような報告がありました。

松岡農林水産大臣から、「官房長官主催による「美しい森林づくりのための関係閣僚による会合」を開催し、運動の基本方針を関係閣僚間で決定し、政府全体で取り組むというメッセージを国民に対して発信し、これを契機に、関係府省庁の局長級の連絡会議、課長級の幹事会を設置し、進捗状況を確認しながら運動をすすめるとともに、経済界、地方自治体、農林水産業界、NPO等の代表からなる民間主導の推進会議を設置して、官民一体となった国民運動を展開する」といった内容の報告がありました。

また、松岡農林水産大臣からは、総理大臣のご了承を受け、省内に美しい森林づくり推進国民運動推進本部を設置するなど、しっかり取り組んでいきたい旨の発言がありました。

これを受け、本日、塩崎内閣官房長官による記者会見が行われ、この中で、美しい森林づくりのための関係閣僚による会合を今週23日（金）に開催し、基本方針を確認していくこととしたい旨の発言がありました。

なお、本日、美しい森林づくり推進国民運動について、別添資料のとおり、農林水産省からプレスリリースが行われました。

本情報につきましては、関係者の皆様にも御連絡いただければ幸いです。また、美しい森林づくりに関する情報は、随時「美しい森林づくりニュース」として、お届けしていきます。

平成19年2月19日
林 野 庁

「美しい森林づくり推進国民運動」の展開について

1 概要

2月9日の閣僚懇談会において、安倍総理大臣より、我が国には古来から木の文化があり、森林が「美しい国、日本」の礎となるよう、国民の皆様とともに、政府一体となって、「美しい森林づくり」を進めていくべき旨の発言があり、農林水産大臣に対して、運動の進め方や政府の取組のあり方について、検討指示が出されました。

これを受けて、本日、農林水産大臣から総理に取組内容等を報告し了承されましたので、今後、次の内容の取組を展開することとしております。

2 取組の枠組

国民の幅広い理解と協力のもと、森林づくりへの参画促進、木材利用、地域づくりを政府一体となって進めていくため、次の枠組のもと、「美しい森林づくり推進国民運動」を展開

(1) 「美しい森林づくりのための関係閣僚による会合」の開催

官房長官主催による閣僚会合を2月中に開催し、運動の基本方針を決定し、政府全体で取り組むメッセージを国民に発信

関係府省庁：環境省、国土交通省、経済産業省、総務省、文部科学省、厚生労働省、内閣官房(地域再生)、農林水産省

(2) 関係府省庁の連携強化

(1)の閣僚会合における取り決めに基づき、内閣官房主催による関係府省庁の局長級の連絡会議、課長級の幹事会を開催し、進捗状況を確認しながら運動を展開

また、今回の総理報告を受けて、農林水産省において、大臣を本部長とする推進本部を設置して、円滑かつ効果的な運動の展開を図るための体制を整備

(3) 官民一体となった運動

各界(経済界、NPO、地方自治体、農林水産業界等)の代表からなる「美しい森林づくり全国推進会議」(仮称)を設置して、全国的な運動方針を決定するなど、各分野の連携を図りつつ、森林づくり運動を推進。

各都道府県等において民間主導による「地方推進会議」を設置して、地域の実情に応じた、具体的な森林づくり活動を推進。(シンポジウムの開催、指導者の養成、民間サポーターの組織化等)

3 取組の内容

関係者が連携して、例えば、次のような取組を展開

◎不在村森林所有者(327万haを所有)に対する「自分の山再発見運動」の呼びかけ

◎民間企業に対する協力の呼びかけ

- ・社内外ボランティアの森林づくりへの参加
- ・自社保有林の整備による森林づくりの推進
- ・基金等を活用した森林づくりへの参加

◎NPOと連携した取組の推進

- ・森林ボランティア活動への国民参加の呼びかけ
- ・森林環境教育の推進

◎農山村地域における森林所有者への働きかけ

- ・森林組合を中心に、自己所有林の現状把握と具体的施業計画の策定の推進
(森林整備地域活動支援交付金の活用)

◎農山村住民への働きかけ

- ・里山整備の推進

◎「木づかい運動」の推進

- ・国産材利用の拡大

問い合わせ先

農林水産省林野庁森林整備部計画課

担当： 小坂、諏訪、大竹

代表： 03-3502-8111(内線6194~6)

直通： 03-3502-8700

当資料のホームページ掲載先URL

<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

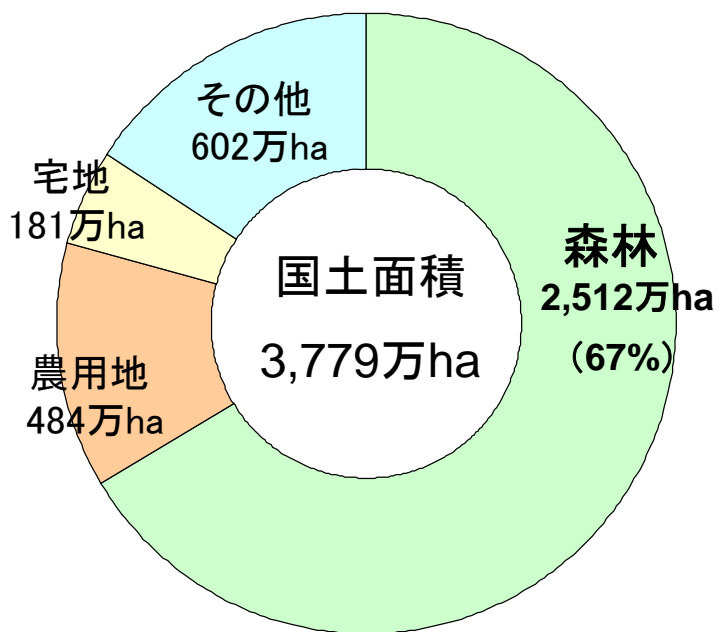


「美しい森林づくり推進国民運動」の展開について
～参考資料～

○我が国の森林の現状

- ・我が国は国土の3分の2を森林が占める緑豊かな森林国。戦後荒廃した国土の緑化等のため、先人の努力により森林の4割、1140万haの育成林を造成。
- ・我が国の森林資源は、ここ約40年間で面積はほぼ横ばい。蓄積(ボリューム)は2倍以上と充実。

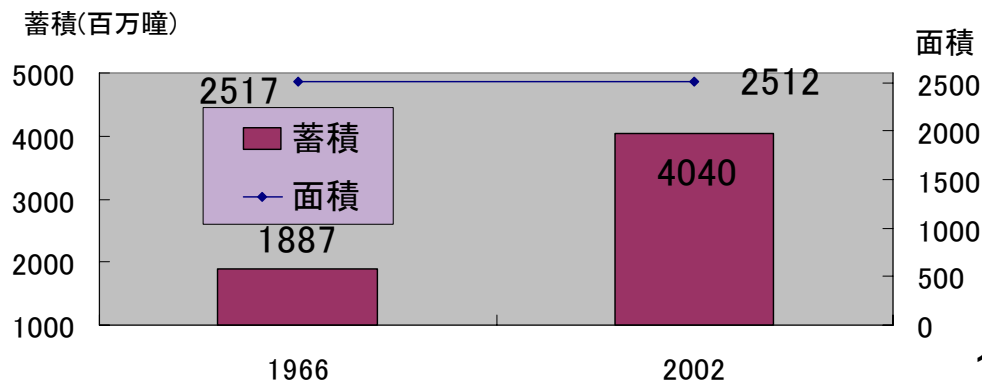
○国土の3分の2が森林



○ 我が国の森林2500万haのうち、 人手により育てる「育成林」が1140万ha



○我が国の森林資源の推移

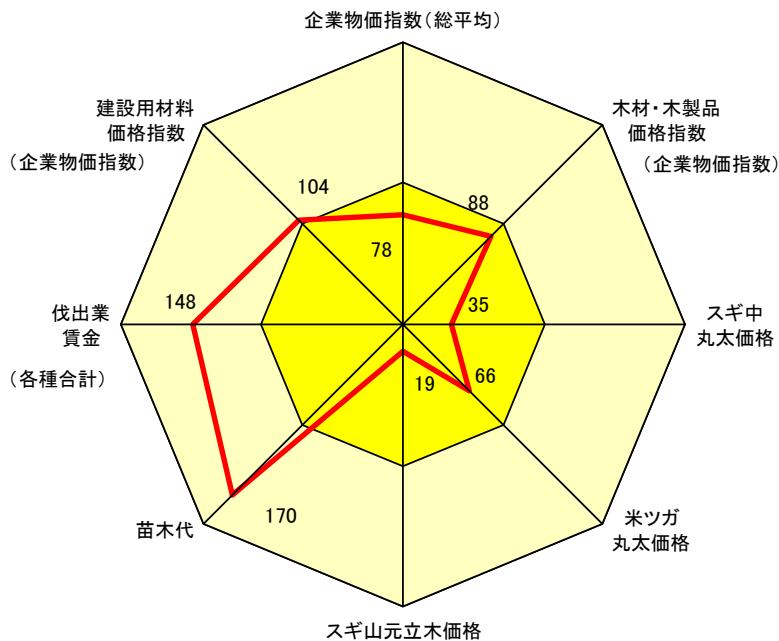


○林業の現状とその影響

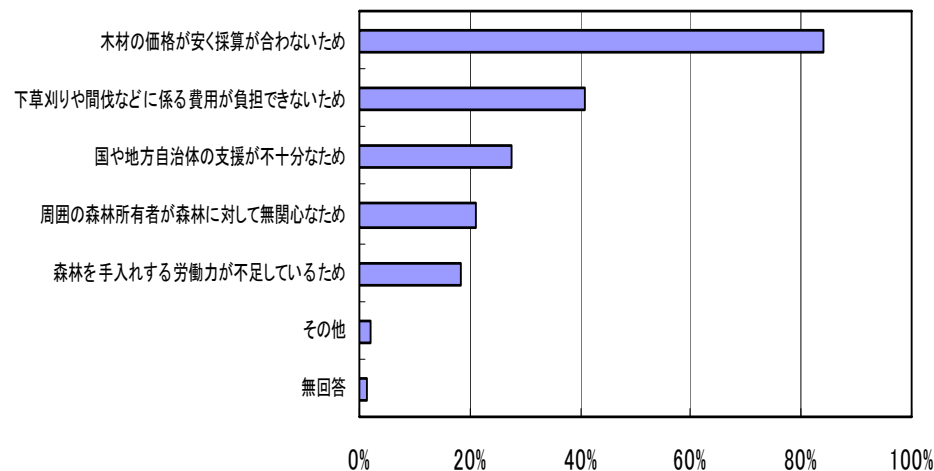
- ・森林を守り育てる林業は、木材価格の低下や経営コストの増大等から厳しい状況。
- ・このような中で、間伐等が十分実施されず、森林の機能の低下が懸念。
- ・また、近年、局地的な豪雨等により、災害も頻発。

○林業経営の状況

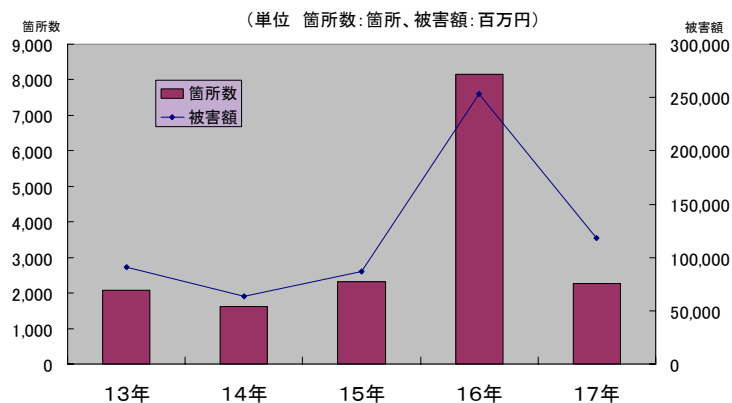
昭和55年(1980)を100としたときの平成16年(2004)の指数



○森林が手入れされていない理由



○頻発する山地災害の状況

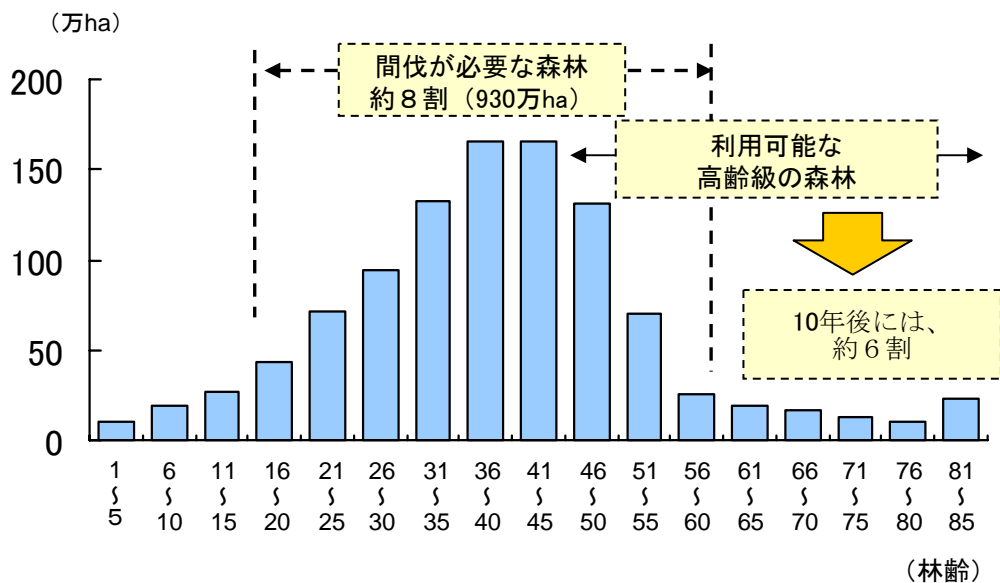


○林業の再生に向けた「兆し」

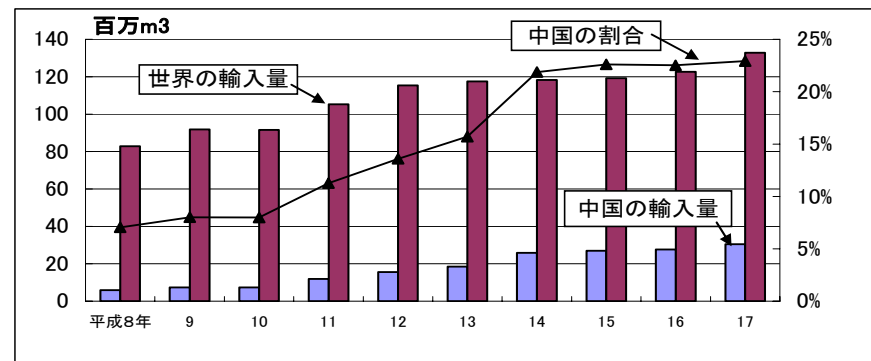
・育成林を中心に資源が充実する中、BRICsの台頭等により国際的に木材需要が増大しており、近年、輸出への取組み、自給率の向上など新たな「兆し」が見られる状況。

→ **今が、山をよみがえらせ、林業の再生を図るチャンス**

○育成林の林齢別面積



○中国の丸太輸入量の推移



○新たな「兆し」

・丸太輸出の推移

H13:2,200疋 → H17:22,000疋 (10倍に)

・木材自給率

H16:18.4% → H17:20.0% (好転)

○地域活性化につながる森林の整備・保全対策

森林の整備・保全の適切な推進と各種施策を組み合わせることにより、**地域の活性化**を図っていくことが可能

森林吸収源対策(林野公共等)

H18補正予算を含め、23万haの間伐等の追加整備に相当する予算を計上
765億円 (0)

緑の雇用

意欲のある若者等に対する研修等により、林業への就業と地域への定着を推進
67億円 (67億円)

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

地域産業の振興、生活環境の向上、都市との共生・対流等に関する施設整備による農山村地域の活性化、定住者の増加等
341億円 (0)

森林整備地域活動支援交付金

森林施業の実施に不可欠な、森林現況調査や施業区域の明確化、作業道の刈り払い等の作業に支援
75億円 (0)

木材の生産・流通構造改革

新生産システム等による川上・川下の連携により、施業の集約化、生産・流通・加工のコストダウン等を図り、国産材の安定的大ロット供給体制の実現
39億円 (17億円)

※裸数値はH19措置額
()書きはH18予算額

林業・山村の健全かつ持続的な発展による森林の整備・保全の適切な推進

【追加整備による効果】 森林整備で約**2万人**、製材工場で約**3千人**相当の**雇用創出効果**
間伐材利用により約**1千億円**の**経済効果**

○美しい森林づくり推進国民運動の目標

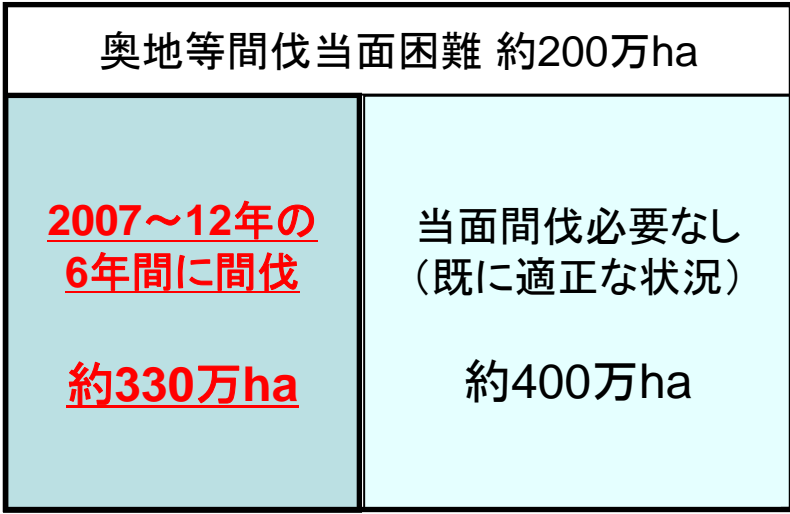
・間伐等の保育を適切に実施するとともに、長伐期化、広葉樹林化等多様な森林づくりを推進。

目標

① 毎年55万ha、計330万haの間伐を推進

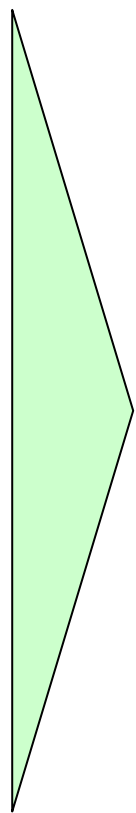
<育成林1140万haの状況>

間伐対象外年齢級 約210万ha

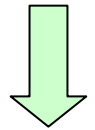


約8割を適正な状況に
↑ 間伐対象森林 ↓

② 更に、100年先を見据え長伐期化、針広混交林化、広葉樹林化等多様な森林づくりを推進



「美しい森林づくり」によって「美しい国づくり」に寄与



○美しい森林づくり推進国民運動の内容

枠組み

○「美しい森林づくりのための関係閣僚による会合」

- ・官房長官主催により必要に応じ開催
- ・第1回会合は本年2月
- ・その際、閣僚間で運動の基本的方針を確認・了承



政府全体で取組むメッセージを国民に発信



○関係府省庁の連携強化

- ・局長級の連絡会議、課長級の幹事会を開催し、進捗状況を確認しながら運動を展開(環境省、国土交通省、経済産業省、総務省、文部科学省、厚生労働省、内閣官房(地域再生)、農林水産省)
- ・農林水産省において、大臣を本部長とする推進本部を設置

○官民一体となった運動

- ・各界(経済界、NPO、地方自治体、農林水産業界等)の代表からなる「全国推進会議」を設置



- ・民間主導による都道府県等、地方レベルの組織づくり(シンポジウムの開催、指導者の養成等、民間サポーターの組織化)

内容

幅広い国民の理解と協力のもと

- ①国産材利用を通じた適切な森林整備
- ②森林を支える生き活きとした担い手・地域づくり
- ③都市住民、企業等幅広い森林づくりへの参画

を総合的に推進

◎不在村森林所有者(327万haを所有)に対する「自分の山再発見運動」の呼びかけ

◎民間企業に対する協力の呼びかけ

- ・社内外ボランティアの森林づくりへの参加
- ・自社保有林の整備による森林づくりの推進
- ・基金等を活用した森林づくりへの参加

◎NPOと連携した取組

- ・森林ボランティア活動への国民参加の呼びかけ
- ・森林環境教育の推進

◎農山村地域における森林所有者への働きかけ

- ・自己所有林の現状把握と具体的施業計画の策定
(森林整備地域活動支援交付金の活用)

◎農山村住民への働きかけ

- ・里山整備の推進

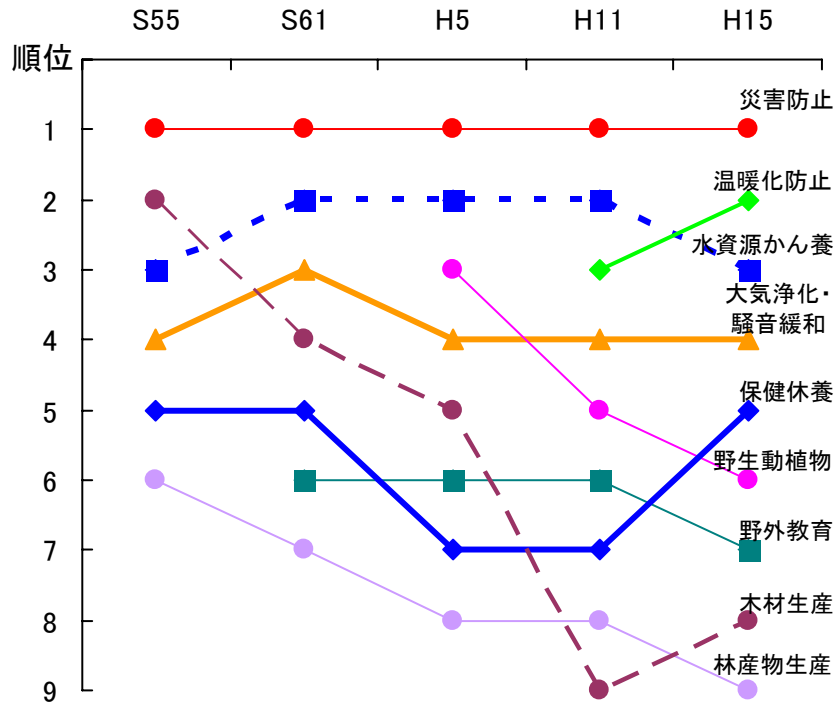
◎「木づかい運動」の推進

- ・国産材利用の拡大

○森林の有する多面的機能

- 国土の保全、水源のかん養、環境の保全、地球温暖化防止をはじめ、国民の森林に対する要請が多様化、高度化。
- 多面的機能のうち、貨幣評価が可能な一部の機能についてみても評価額は約70兆円。

○ 森林に期待する役割の変化



資料: 総理府「森林・林業に関する世論調査」(昭和55年)、「みどりと木に関する世論調査」(昭和61年)、「森林とみどりに関する世論調査」(平成5年)、「森林と生活に関する世論調査」(平成11年、平成15年)

注: 1) 回答は、選択肢の中から3つを選ぶ複数回答である。
2) 選択肢は、特になし、わからない、その他を除き記載している。

○ 森林の有する多面的機能の貨幣評価

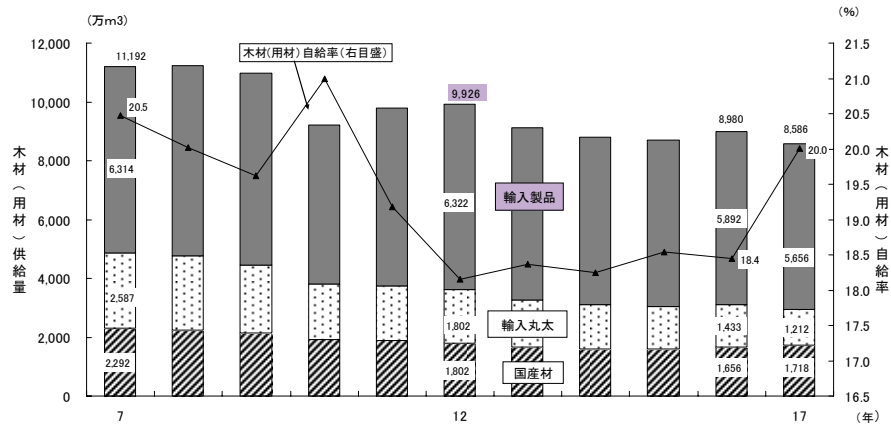
項目 (機能)	評価額
二酸化炭素吸収	1兆2,391億円/年
化石燃料代替	2,261億円/年
表面侵食防止	2兆2,565億円/年
表層崩壊防止	8兆4,421億円/年
洪水緩和	6兆4,686億円/年
水資源貯留	8兆7,407億円/年
水質浄化	1兆4,361億円/年
保健・レクリエーション	2兆2,546億円/年

資料: 日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について(答申)」及び同関連付属資料(平成13年11月)

○我が国の木材供給

- ・近年、木材自給率が上昇するなど、国産材の復権に向けて兆しが見られるところ。
- ・健全な森林を育成し、地球温暖化を防ぐ観点からも、住宅分野、エネルギー分野、公共工事等における木材利用を推進していくことが必要。

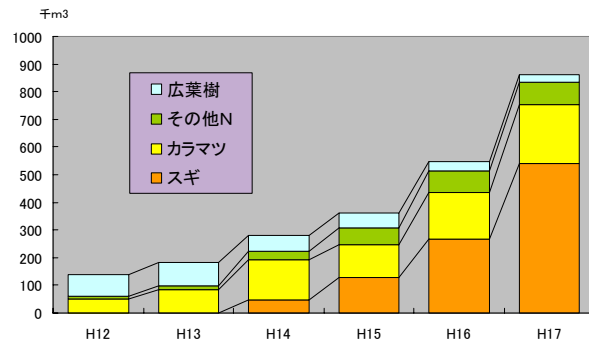
○我が国の木材供給量と自給率(丸太換算)



<資料> 林野庁「木材需給表」
注：合計と内訳が一致しないのは四捨五入による。

○合板用材における国産材利用の増加

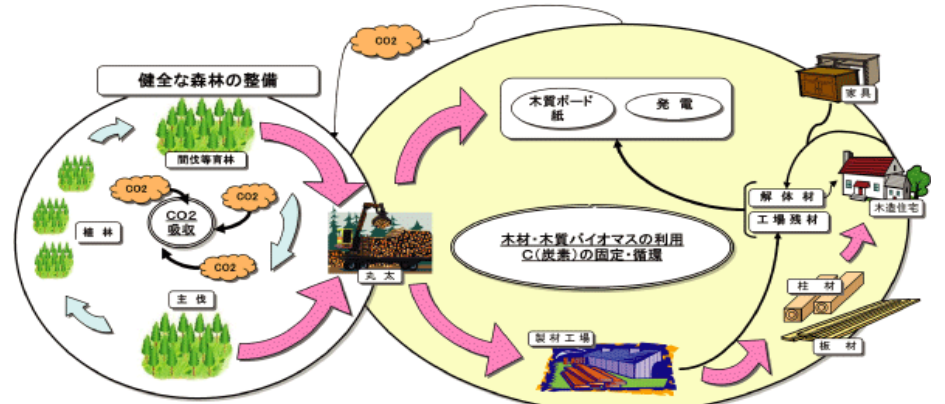
小径材の合板への加工技術の向上等による国産材利用の増加。



○国産材利用の拡大に向けた木づかい運動の展開



○木材等の利用推進による地球温暖化防止への貢献

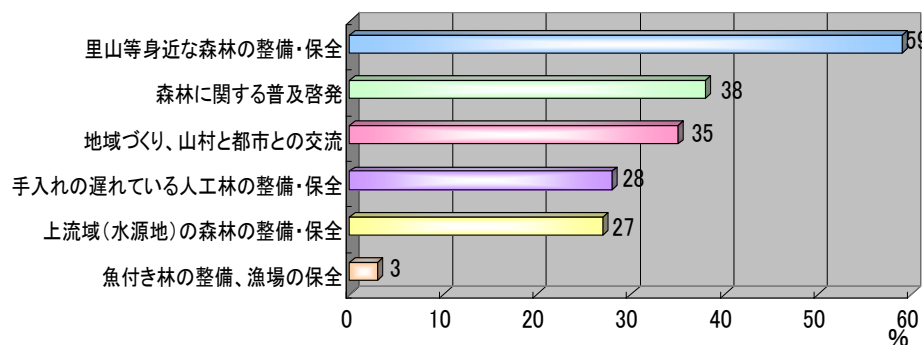


○ 国民参加の森林づくり

- ・国民の森林への関心の高まりとともに、森林づくりへの参加意識が向上し、里山林や人工林の整備に対する市民参加による森林ボランティア活動が増加
- ・民間企業における社会的責任(CSR)活動の一環としての森林整備に対する気運の高まり

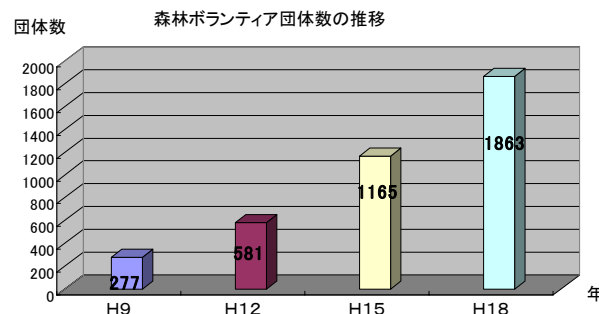
○森林ボランティアの活動目的

「里山林等の身近な森林の整備・保全」、「森林に関する普及啓発」、「地域づくり、山村と都市の交流」など、様々な目的で活動



○森林整備を行っているボランティア団体数

平成9年の277団体から平成18年には約7倍の1,863団体へと急増



○企業における森林づくりの推進

【取組事例】

・A社

和歌山、高知、山梨の3箇所「A社の森」を設定し、社員や地元住民の参加により植林、間伐等を実施

・B社

空港周辺において、国有林の「法人の森林」等を活用し社員参加の森づくりを実施

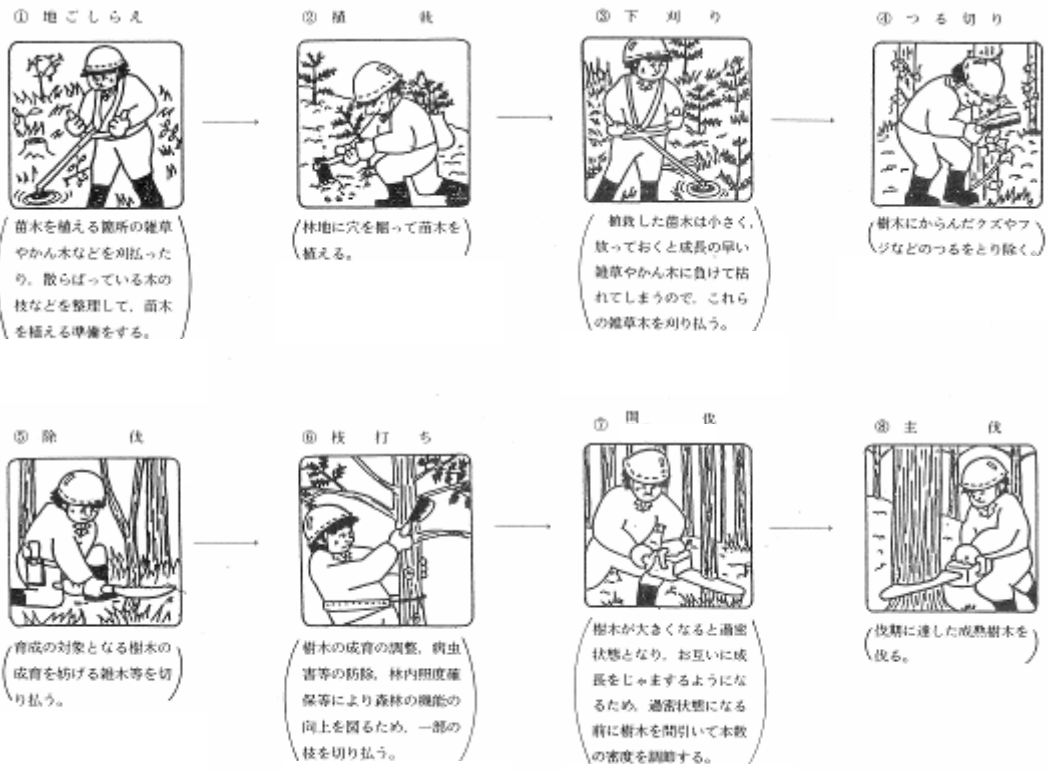
・C社

全国11箇所の工場の水源地の森林の整備を国有林の「法人の森林」等を活用して実施

トピックス 森林づくりの作業

○ 造林事業の主な作業としては、植え付けの準備のため、雑草木や伐採木の枝などの除去、整理を行った後苗木を植えつける。植え付け後は、植栽した苗木の生育を妨げる雑草や木の刈払い(下刈作業)を数年間行う。また、間伐の実施により、幹が太く枝葉がしっかりした健全な木・森林を育てられる。また、林内に光が入り、下層植生が生えてくることによって地表が守られるとともに、生物多様性の豊かな森林となる。

造林の作業工程



間伐を実施していない森林

間伐を実施した森林

間伐の必要性(なぜ間伐をしなくてはいけないのか)

間伐を行うことにより、①残った樹木の生長や根の発達が促進され風雪害に強い森林をつくる、②林内に陽光が差し込むため、下層植生が繁茂して表土の流出を防ぐ、③多様な動植物の生息・生育が可能となり、種の多様性が向上する、④病虫害の発生が少なくなる、などといった効果が期待できる。

環境省

- ・自然公園施設等への木材利用
- ・生物多様性保全や地球温暖化防止等の環境行政との連携

国土交通省

- ・住宅分野や公共工事等における木材利用
- ・観光行政との連携
- ・国土調査との連携

経済産業省

- ・企業におけるボランティアな森林づくり
- ・エネルギー分野における木材利用

総務省

- ・公共施設での木材利用等地域における森林づくりに向けた地方公共団体への呼びかけ

文部科学省

- ・森林環境教育や学校施設における木材利用

厚生労働省

- ・森林整備に係る雇用対策での連携
- ・医療施設や社会福祉施設等における木材利用

内閣官房(地域再生)

- ・地域再生等地域活性化施策との連携